

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年6月23日(火)午後3時から午後5時15分まで

2 開催場所 八日市場ドーム選手控室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 石田利之 委員
4番 熱田幸子 委員	5番 鈴木一郎 委員
6番 江波戸博 委員	7番 大木岩五郎 委員
8番 岩井淳 委員	9番 渡邊弘仁 委員
10番 實川元久 委員	11番 塚本虎之助 委員
12番 椎名正和 委員	13番 伊藤定夫 委員
14番 川口京子 委員	15番 太田忠治 委員
16番 大木清 委員	17番 及川誠 委員
18番 大木一夫 委員	19番 伊藤秀雄 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

3番 伊能正啓 委員 20番 加瀬浩市 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
4件

議案第3号 平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

(産業振興課)

職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 27 年 6 月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は 27 名中 25 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、21 番林豊委員、23 番大木傳一郎委員を指
名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

議 長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第 1 号の番号 1 番、14 番及び 15 番は賃借権に関する
件、2 番から 13 番までは所有権に関する件であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 15 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番から 15 番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法
第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 5 番 　　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないと思われ
れます。

2 5 番 　　番号2番と3番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農
地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており
問題ないと思われれます。

番号4番と5番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農
地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており
問題ないと思われれます。

番号6番と7番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農
地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており
問題ないと思われれます。

番号8番と9番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互いの農
地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をしており
問題ないと思われれます。

番号10番と11番について、現在、事業中の基盤整備事業の中で互い
の農地を交換し作業の効率化を図るもので、両者とも意欲的に営農をして
おり問題ないと思われれます。

2 4 番 　　番号12番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

1 5 番 　　番号13番と14番について、譲受人は同一人です。意欲的に営農をし
ており問題ないと思われれます。

1 6 番 　　番号15番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思わ
れます。

議 長 　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、専用住宅用地として畑145㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、工場拡張用地として畑165㎡を譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、専用住宅用地として畑219㎡を祖父から譲り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電施設用地として畑1,046㎡を借り受け、計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。なお、番号4番については、事業者から転用計画通りに実施し権利等を第三者へ譲渡しない旨の確約書の提出がありましたので報告します。

7番 番号1番について、申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

9番 番号2番について、申請者が会社役員をしている工場に製品の積降場所を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

4 番 番号3番について、申請者は現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

8 番 番号4番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る19日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について報告をお願いします。

【農地銀行運営委員会からの報告】

議 長 農地銀行運営委員会からの報告が終わりました。なお、本議案には、石田利之委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に第1の利用権設定関係の1番から3番までについて、事務局から説明をお願いします。石田利之委員は退席をお願い

いします。

(石田委員退席)

議 長 石田委員が退席されましたので第1の利用権設定関係の1番から3番までについて、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の第1の利用権設定関係の1番から3番までについて、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について」の第1の利用権設定関係の1番から3番までについて質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(石田委員着席)

議 長 石田利之委員が着席されましたので、引き続き議案第3号「平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の1番から3番までを除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第3号「平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について」第1の利用権設定関係の1番から3番までを除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 暫時休憩します。

議 長

(会長職務代理)

会議を再開します。

議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本件につきましては、去る19日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いいたします。

【農地委員長の報告】

議 長(会長職務代理)

農地委員長の報告が終わりました。なお、本議案には、大木一夫委員と熱田幸子委員、菅谷守夫委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に重要変更の1番について、事務局から説明をお願いします。大木一夫委員は退席をお願いします。

(大木委員退席)

議 長(会長職務代理)

大木委員が退席されましたので重要変更の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の重要変更の1番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長(会長職務代理)

事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長(会長職務代理)

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の重要変更の1番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長(会長職務代理)

御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長(会長職務代理)

挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。
暫時休憩します。

(大木委員着席)

議 長 会議を再開します。
引き続き、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の2番と3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。熱田幸子委員は退席をお願いします。

(熱田委員退席)

議 長 熱田委員が退席されましたので軽微変更の2番と3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の軽微変更の2番と3番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 軽微変更の3番について、事業費と予定工期、補助事業を活用されるのであれば事業名を教えてください。

事務局 事業費は約2,000万円、予定工期は平成28年着工となっており、全て自己資金で実施する計画となっています。

23番 事業計画から見て、事業費が安いと思います。適正な事業計画か疑問があります。詳細な計画は提出されていますか。

事務局 計画図面が提出されています。計画では1,968㎡のビニールハウスを建設し水耕栽培を行う計画です。

11番 計画地の現況はどの様になっていますか。

事務局 計画地の地目は水田ですが、現況は、事業区域の一部が水田となっておりそれ以外は畑となっています。

1 1 番 申請地は、現在畑として利用されているのですか。

事務局 現地には、堆肥が保管されています。

1 1 番 保管の状態を教えてください。

事務局 事業者へ確認したところ、適正な保管方法にて保管をしているとのことでしたが、現地を確認すると堆肥はシートで覆われていますが、部分的に破れており保管方法としては不適切な箇所もありました。

1 番 雨水により堆肥の成分が地下へ浸透している可能性はありますか。

事務局 事業者へ確認したところ、防水シートを敷設しその上に堆肥を保管しているとのことでした。

2 7 番 軽微変更の3番については、現地調査を実施しては如何かと思います。

1 5 番 軽微変更の2番と3番は別々に審議採決してはどうかと思います。

議 長 ただ今、軽微変更の2番と3番は別々に審議採決してはどうかとの意見がありました。これに御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。軽微変更の2番と3番は別々に審議採決します。まず、軽微変更の2番について その他、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、軽微変更の3番について、後日、日程調整の上、農地委員会にて現地調査を実施することとし、採決はその後と致したいと思いますがこれに御意見はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認めます。軽微変更の3番について、後日、日程調整の上、農地委員会にて現地調査を実施することとし、採決はその後とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

(熱田委員着席)

議 長 会議を再開します。
引き続き議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の6番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。菅谷守夫委員は退席をお願いします。

(菅谷委員退席)

議 長 菅谷委員が退席されましたので軽微変更の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の軽微変更の6番について、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

23番 基盤整備事業の中で実施するものと理解しています。事業費と補助事業名、予定工期、構成員の平均年齢を教えてください。

事務局 事業名は国庫補助事業の「強い農業づくり交付金」を活用する計画でいます。事業費は現時点で約1億円で、平成28年度竣工を予定しています。構成員は8名で、平均年齢ですが50代前半となります。

議長 その他、御意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の6番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の6番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

(菅谷委員着席)

議長 会議を再開します。
引き続き議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号、別冊議案書を御覧ください。

【議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。
17番 軽微変更の5番について、現地は既に着工されています。農業用倉庫と作業場の計画となっていますが、現況は住居の様相となっています。計画者は、過去にも農地転用で追認した経過があり、再度追認するには疑問があります。

27番 本案件も現地確認をすべきではと思います。

19番 事務局で現地の確認はされていますか。

事務局 申請地では計画建物が建築途中でありました。

27番 軽微変更の5番については、別に審議採決してはどうかと思います。

議長 ただ今、軽微変更の5番は別に審議採決してはどうかとの意見がありましたがこれに御意見はございますか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。軽微変更の5番は別に審議採決します。
暫時休憩します。

議長 会議を再開します。
議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」軽微変更の5番を除いてその他、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 御異議なしと認めます。

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の5番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の軽微変更の5番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、軽微変更の5番について、後日、日程調整の上、農地委員会にて現地調査を実施することとし、採決はその後と致したいと思いますがこれに御意見はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認めます。軽微変更の5番について、後日、日程調整の上、農地委員会にて現地調査を実施することとし、採決はその後とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第3号 平成27年度第2次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
利用権の中途解約に係る通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成27年6月23日の匠瑤市農業委員会の定例総会を閉会いたします。